

# 基金情報

No. 166 平成27年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
 〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
 Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
 ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成27年度・主要事業概況					
事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	211	0	年金掛金	調定額(円) 1,036,730,400	
加入員数(人)	男子	4,099	-20	収納額(円)	1,026,500,985
	女子	2,097	-9	収納率	99.01%
	計	6,196	-29	事務費掛金調定額(円)	22,822,584
平均標準給与月額(円)	男子	342,811	107	資産運用	信託資産額(時価) 300億6,721万円
	女子	235,907	179		修正総合利回り -0.11%
	計	306,630	118		ベンチマーク差 -1.01%
受給者数(人)	6,498	14	慶弔金の支給件数・金額	43件74万円	
平均年金額(円)	533,224	58	年金相談件数	194件	

## 第109回代議員会が開催され当基金の解散が議決されました

平成27年11月27日に第109回代議員会が開催され基金解散等について審議が行われ、それぞれ原案どおり議決・承認されました。議案事項は次のとおりです。

- |                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| 議案第1号 解散認可申請の議決について   | 議案第4号 清算事務局の設置・事務局職員の処遇について |
| 議案第2号 解散に係る清算人の選定について | 議案第5号 清算に係る維持経費について         |
| 議案第3号 残余財産の分配について     | 議案第6号 今後のスケジュールについて         |

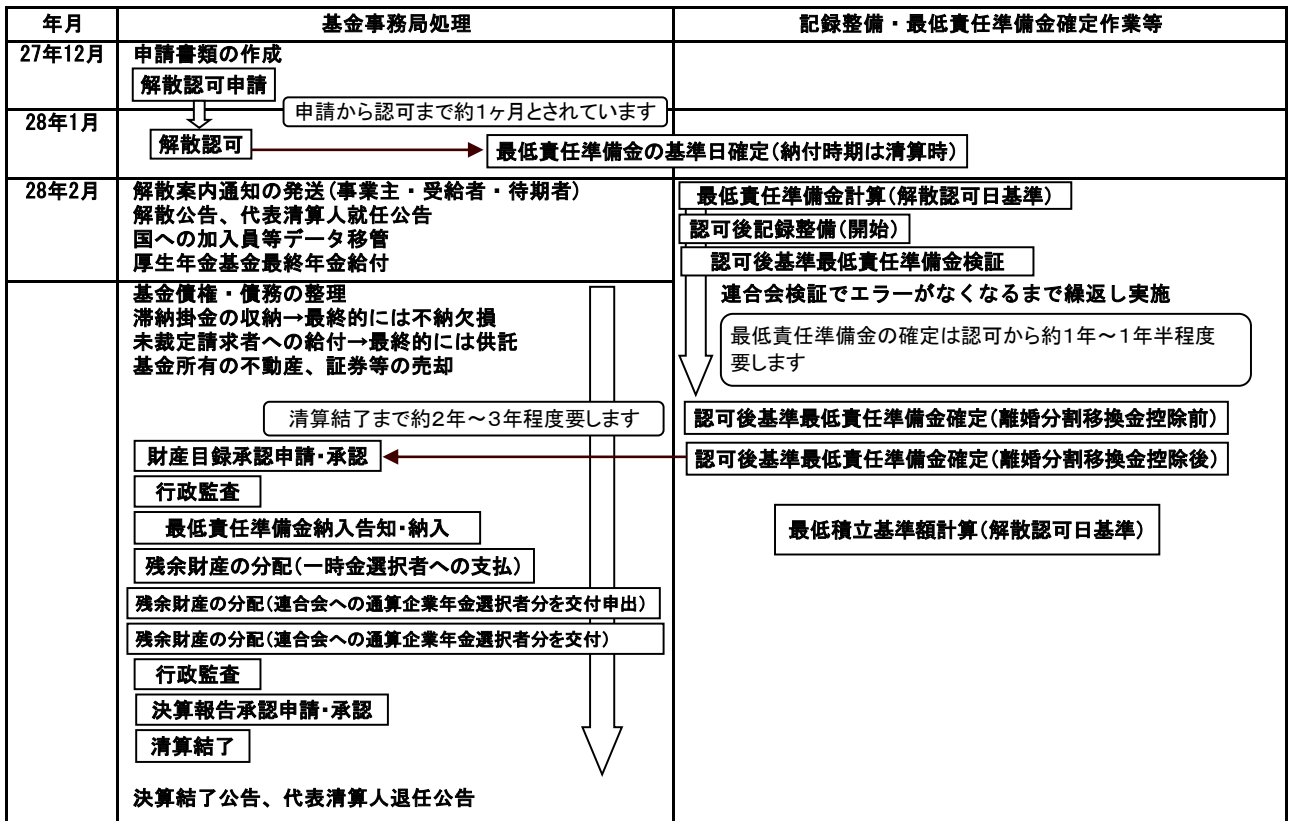
### 12月中旬 解散認可申請書提出

代議員会にて、当基金の「通常解散」が全会一致で議決されました。これを受け、平成27年12月中旬に厚生労働大臣宛に解散認可申請をいたします。順調に審査が進めば平成28年1月に解散認可がおりる予定です。

### 残余財産の分配について

解散認可後、国へ最低責任準備金を返納した後に残余財産が生じた場合は、解散認可日現在の加入員・年金受給者・受給待期者の皆様へ加入員期間・年金額・平均余命等に応じた分配金を支給します。なお分配金のご提示は、残余財産が確定する2年～3年後の予定です。

### 今後のスケジュールについて



### 解散に係る代表清算人について

当基金は解散認可と同時に解散いたしますが、解散後、清算業務に移行いたします。清算業務にあたり代表清算人に当基金の小林常務理事が代議員会にて選定されました。

代表清算人 小林 英一  
 (東日本硝子業厚生年金基金常務理事)

### 清算に係る事務局・維持経費等について

基金事務局を清算事務局とし、当基金の常務理事を事務局長とします。清算業務は業務会計の積立金を取崩して維持経費に充てます。清算終了まで不足が生じる見込みはございません。なお、清算終了時に残った業務会計の積立金は残余財産として分配することとなります。

**事業主・事務ご担当者の皆様へ**

基金解散に伴い適用等の事務手続きに変更が生じます。事業主・事務ご担当者の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、同封の「当基金解散に伴う事務手続きの変更について」をご覧ください、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

**年末年始の業務日程のお知らせ**

【年内】平成27年12月28日(月)まで  
 【年始】平成28年1月4日(月)より通常業務

**【慶弔金の種類】**

弔慰金・結婚祝金

**【請求手続】**

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

**年金の確実なお受取りのために**

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡がないと、裁定請求書がご本人に届かず、年金のお受取りができないことがあります。年金を確実にお受取りいただくために、住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡するよう、ご退職される方へお知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

**年金相談についてお願い**

従来、年金額などのご相談につきましては、お電話でもお答えしておりましたが、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事務ご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

**掛金は完納しましょう**

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

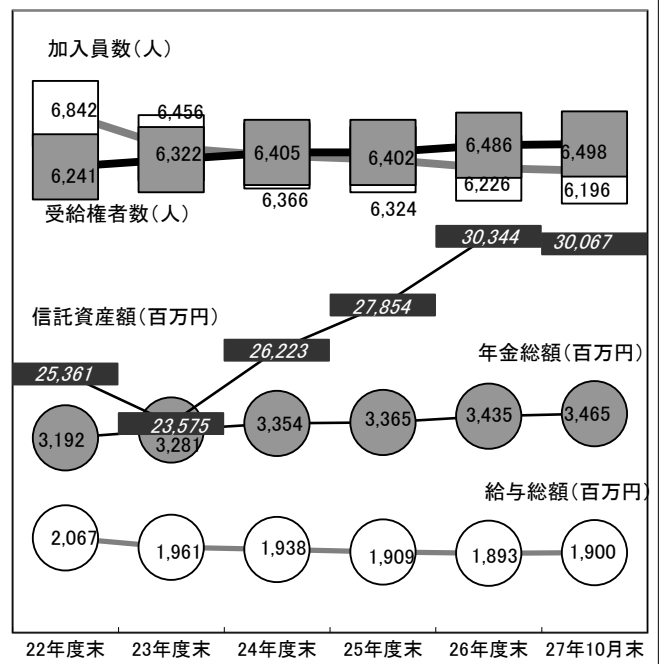
このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

**\* 11月分の掛金納入期限は、平成28年1月4日となりますので、ご協力お願いいたします。**

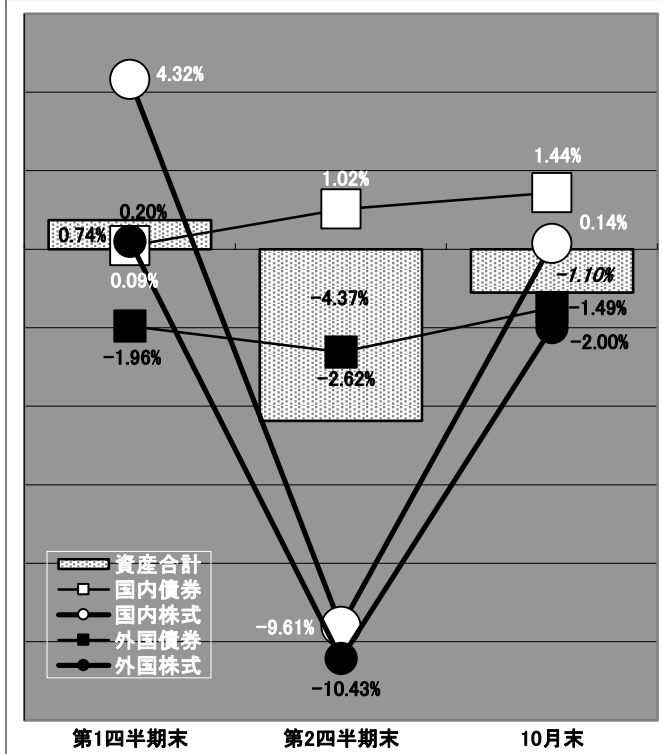
**設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理分**

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	(有)奥谷硝子製作所	奥谷 知久 氏	H27.9.30

**主要事業の推移**



**年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成27年度>**



**【お願い】**

当「基金情報」を加入員の皆様にもご覧いただけますようご配慮方よろしくお願い申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご活用ください

<http://www.glskkn.com>

**12月の予定**

15日 告知書(11月分)発送  
 中旬 解散認可申請書提出(厚生労働大臣宛)

※ 12月分の適用関係書類の〆切は1月7日です。